

東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科自己点検・評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第3条に基づき、自ら点検及び評価を行う和歌山看護学研究科自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施方法に関する事項
- (2) 自己点検・評価結果の分析に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善策に関する事項
- (4) 第三者評価制度に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 和歌山事務部長または和歌山事務部長補佐。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(情報の積極的な公開)

第5条 委員会は自己点検・評価の内容を刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

(事 務)

第6条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

(自己点検項目)

第7条 自己点検項目は次のとおりとする。

1. 和歌山看護学研究科の理念・目的および3つのポリシー
2. 教育研究組織
3. 教育内容・方法等

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。